

介護職員等特定処遇改善加算について

社会福祉法人長崎恵愛福祉会

当法人のヘルプステーションながさきでは、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定し、介護職員等の処遇改善を図っています。なお、この加算を算定するには、賃金改善のほか、「介護福祉士の配置等要件」（サービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士であること等）、「職場環境等要件」（サービス提供責任者研修支援、健康診断実施、職場内禁煙等）及び「見える化要件」（当該加算に基づく取組みをホームページ等に掲載）を満たす必要がありますが、当事業所はいずれの要件も満たしています。

以上